（厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順の一部改正）

第二十五条　厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告する体制を整えること。	一　養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告する体制を整えること。
二～八　（略）	二～八　（略）

（介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正）

第二十六条　介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
所得の区分	居室等の区分	額
一　イ　施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
一　イ　施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百十円
一　ロ　施行規則附則第二十五条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
二　イ　施行規則附則第二十三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）
二　イ　施行規則附則第二十三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	ユニット型個室的多床室	一日につき四百九十円
二　ロ　施行規則附則第二十五条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型個室的多床室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。

三～五　（略）

改正前		
所得の区分	居室等の区分	額
一　イ　施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
一　イ　施行規則附則第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型準個室	一日につき千三百十円
一　ロ　施行規則附則第二十五条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
二　イ　施行規則附則第二十三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）
二　イ　施行規則附則第二十三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	ユニット型準個室	一日につき四百九十円
二　ロ　施行規則附則第二十五条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三～五　（略）